

D060000

エムシーパートナーズ外秘

個人情報取扱規則

令和6年（2024年）4月1日 改施

エムシーパートナーズ株式会社

個人情報取扱規則

第1章：総 則

(目 的)

第1条 個人情報の保護に関する法律及びその関係法令・ガイドライン（以下併せて「個人情報保護法」という。）の当社における遵守徹底を図るため、三菱ケミカルグループ・コンプライアンス行動規範3－3項の規定に関連して、この個人情報取扱規則を定める。

(定 義)

第2条 本規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める通りとする。

- 1) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号その他の記述により、特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。
- 2) 「個人識別符号」とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令及個人情報保護委員会規則に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、次のいずれかに該当するもの等をいう。
 - ①特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号（生体情報（DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋）をデジタルデータに変換したもののうち、特定の個人を識別するに足りるもの。）
 - ②対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号（旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、個人番号（次号に定義）、各種保険証の番号等の公的機関が割り振る番号）
- 3) 「個人番号」とは、個人識別符号のうち、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「マイナンバー法」という。）第2条第5項に定める住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- 4) 「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。
- 5) 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報をいう。
- 6) 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、①特定の個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの又は②紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音別、年月日順等）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索できるよ

- う、目次、索引、検索等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものをいう。
- 7) 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 8) 「保有個人データ」とは、当社が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。
- 9) 「仮名加工情報」とは、次の個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- ①本条第1号 前段 に該当する個人情報
当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む）
- ②本条第1号 後段 に該当する個人情報
当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む）
- 10) 「削除情報等」とは、仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報（その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る）をいう。
- 11) 「匿名加工情報」とは、次に掲げる個人情報の区分に応じてこれらに定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- ① 本条第1号前段に該当する個人情報
個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む）
- ② 本条第1号後段に該当する個人情報
個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む）
- 12) 「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 13) 「個人情報等」とは、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報をいう。
- 14) 「従業者」とは、取締役、監査役などの役員、社員（出向受け入れ者を含む。）・嘱託などの従業員及び派遣社員その他会社業務に従事する者をいう。
- 15) 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（個人情報保護法の遵守）

第3条 当社の従業者は、個人情報の取扱いにあたっては、個人のプライバシーを尊重し、個人情報保護法を遵守するとともに、業務上知り得た個人情報の内容(公知のものを除く。)を第三者や業務上知る必要のない社内の人間に開示・漏洩せず、かつ、不当な目的に使用しないものとする。

第2章：管理体制

（管理体制）

第4条 個人情報保護法の遵守徹底を図るため、当社に、個人情報保護統括責任者、個人情報保護事務局及び個人情報管理責任者を置く。

（個人情報保護統括責任者）

第5条 当社における「個人情報保護統括責任者」は企画管理部長とする。

2. 個人情報保護統括責任者は、当社における個人情報保護法の遵守のために必要な施策についての執行責任を負う。

（個人情報保護事務局）

第6条 個人情報保護事務局は、個人情報保護統括責任者の職務執行を補佐するとともに、次の各号に定める業務を遂行する。

- 1) 個人情報の保護のために講ずべき施策・方針についての検討・立案
- 2) 個人情報の保護に関する規則・マニュアル等の制定・改廃
- 3) 個人情報の保護のために必要とされる社内啓発・教育
- 4) 個人情報に関する外部照会対応及び苦情処理
- 5) 個人情報の漏洩等事故が発生した場合の対応
- 6) 前各号のほか個人情報保護法遵守のために必要な業務

（個人情報管理責任者）

第7条 各部長、場所の長を、当該部・場所における「個人情報管理責任者」とする。

2. 個人情報管理責任者は、本規則の定めに従い、自部門で取り扱う個人情報に関し、その取得、利用、保管、廃棄等が個人情報保護法に照らし適切に行われるよう、自部門の従業者を指導・監督する責を負う。
3. 各場所の「個人情報管理責任者」は、労働者派遣法並びに職業安定法第30条1項による有料職業紹介事業により各場所にて定める「個人情報適正管理規定」による「個人情報取扱責任者」と同一とする。

（個人情報保護部会）

第8条 個人情報保護に関する次の各号に定める事項については、戦略会議において審議を行う。

- 1) 個人情報の保護に関する方針・施策に関する事項
- 2) 個人情報の保護に関する規則・マニュアル等の制定・改廃に関する事項
- 3) その他個人情報保護法遵守に関連する重要事項

第3章：個人情報の取得・利用

（取得・利用の原則）

第9条 当社の従業者は、偽りその他不正の手段によって個人情報を取得してはならず、個人情報の取扱いにあ

たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならない。また、特定個人情報については、マイナンバー法第 19 条各号に規定する制限事項を超えて取得し、又は提供を求めてはならない。

2. 当社の従業員は、違法または不当な行為を助長し、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならず、あらかじめ本人へ通知、もしくは公表している利用目的又はその取得の経緯に照らし合法と認められる利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。を取り扱ってはならない。ただし、本人の同意を得た場合又は個人情報保護法等に特別の規定がある場合はこの限りではない。
3. 個人情報管理者は、所管部署で本人又はその代理人から個人番号の提供を受けた場合、マイナンバー法第 16 条の規定に従い、本人確認を行うものとする。
4. 個人情報管理者は、所管部署 特定個人情報を取り扱う事務の範囲及びかかる事務で取扱う特定個人情報を明確化した上で、当該事務に従事する従事者を明確にする。

(要配慮個人情報の取得禁止)

第 10 条 当社の従業員は、思想、信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる要配慮個人情報を取得してはならない。ただし、国籍、宗教、健康状態、保健医療に関する個人情報など、取得の目的に合理的な理由があり、本人に対し当該要配慮個人情報の利用目的及びその必要性等について適切な情報を与えた上で明示的に本人の同意を得た場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

1) 法令に基づく場合

2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

5) 当該要配慮個人情報が以下の者によって公開されている場合

i) 本人、国の機関、地方公共団体

ii) 国内又は外国における報道機関（報道を業として行う個人を含む。）、著述を業として行う者、大学の学術研究を目的とする機関・団体若しくはそれらに属する者、宗教団体又は政治団体

iii) 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関

6) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

7) 次のいずれかの場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき

① 外部からの受託の場合

第三者の利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を当該第三者から受託 することに伴って当該個人データの 提供 を受ける 場合

② 包括承継等の場合

合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データの提供を受ける場合

③ 共同利用の場合

特定の者（以下「共同利用者」という。）との間で共同して利用される個人データ

について共同利用者から提供を受ける場合であって、以下のすべての事項が、あらかじめ本人に通知され、又は本人が容易に知り得る状態に置かれているとき

- i) 当該本人に関する個人データが共同利用者提供される旨
- ii) 共同して利用される個人データの項目
- iii) 共同利用者の範囲
- iv) 共同利用者の利用目的
- v) 個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

(個人情報を直接書面等により本人から取得する場合の措置)

第 11 条 当社の従業者は、個人情報を直接書面等により本人から取得しようとする場合には、当該本人に対し、あらかじめ、次の各号に示す事項を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合、及び次条第 1 項 第 2 号乃至第 5 号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 1) 個人情報に関する当社における問合せ部署名及び連絡先
- 2) 個人情報の利用の目的
- 3) 特定個人情報を除く個人情報を第三者に提供することが予定される場合には、その目的、当該情報の受領者及び個人情報の取扱いに関する契約の有無
- 4) 個人情報を第三者と共同で使用する場合にはその旨
- 5) 個人情報提供者の権利及びその権利を行使するための具体的方法
- 6) その他個人情報保護法が定める事項

(個人情報を間接的に本人以外から取得する場合の措置)

第 12 条 当社の従業者は、個人情報を本人以外から間接的に取得しようとする場合（公開情報から取得する場合を含む。）には、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。仮名加工情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を公表しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- 1) その利用目的が第 25 条に定めるプライバシー・ポリシーにおいて公表されている当社の保有個人データの利用目的と一致している場合
 - 2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 3) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - 4) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - 5) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
2. 従業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

- 1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者（法人でない団体で代表

者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人) の氏名

- 2) 当該第三者による当該個人データの取得経緯
3. 前項の規定は、当該個人データの提供が、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用の規定は、当該個人データの提供が、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。
 - 1) 法令に基づく場合法令に基づく場合
 - 2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得る
 - 3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、
 - 4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることによりすることに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - 5) 第 10 条第 7 号①乃至③のいずれかに該当する場合
 - 6) 第三者が国の機関、地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人に該当する法人等又は地方独立行政法人に該当する場合
4. 従事者は、第 2 項の規定による確認を行ったときは、別紙 で 定める 事項に関する記録を作成しなければならない。
5. 従事者は、前項の 記録を、当該記録を作成した日から 3 年間 保存しなければならない。

(第三者提供の 個人関連情報の 利用)

第 13 条 従事者は、第三者から提供を受ける個人関連情報 に関して、保有する個人データに付加する等、個人データとして利用する場合には、その旨を本人に説明の上、当該本人の同意をあらかじめ得なければならない。

(利用目的の変更)

第 14 条 第 11 条及び 第 12 条の場合において、一旦取得した個人情報についてその利用目的を変更しようとする場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならず、当該変更を行ったときは変更された利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。仮名加工情報の利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について公表しなければならない。ただし、かかる範囲を超えて利用目的を変更する場合にはあらかじめ本人の同意を得なければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、特定個人情報については、その取得時における利用目的を変更してはならない。

第 4 章：個人情報データベース等の利用・管理

(個人情報データベース等の構築)

第 15 条 当社の従業者は、会社の業務の用に供することを目的に、新たに個人情報データベース等を構築し、又は既存の個人情報データベース等に関し通常のメンテナンスの範囲を超える更新・修正を行おうとする場合には、あらかじめ自部門の個人情報管理責任者の承認を得るとともに、その指導に従わなければならない。

2. 個人情報管理責任者は、自部門が保有する個人情報データベース等に関し、その利用目的を明確にし、

アクセスできる従業者を合理的な範囲で特定するとともに、当該個人情報データベース等を構成する個人データを正確且つ最新の状態で維持・管理しなければならない。

(個人情報データベース等のセキュリティ確保)

- 第 16 条 個人情報管理責任者は、自部門が保有する個人情報データベース等について、個人情報取扱マニュアルその他の関係社内規則・マニュアルに従い、個人データへの不正なアクセス、個人データの紛失、破壊、改ざん、盗難、漏洩が発生しないよう適切なセキュリティ措置を講じなければならない。
2. 前項の場合において、当該個人情報データベース等が当社のコンピュータ・システム（社内ネットワーク、オペレーションソフト、業務支援システムなど）を使って構築される場合には、企画管理部が定める情報システムセキュリティポリシーに従って、必要なセキュリティ措置が講じられなければならない。
 3. 個人情報管理責任者は、自部門が保有する個人情報データベース等について、利用・保有する必要性がなくなった場合には、これを速やかに消去し又はこれを記録した文書等を焼却処分若しくはこれに準じた方法により破棄する。ただし、関係法令や社内規則によって保存が義務づけられているものについてはこの限りでない。
 4. 個人情報管理責任者は、自部門が保有する個人情報データベース等に関し、第 1 項に掲げるセキュリティ措置に関し事故が発生した場合には、直ちに個人情報保護事務局に報告しなければならない。

(基幹コンピュータ・システムのセキュリティ確保)

- 第 17 条 企画管理部長は、個人情報の保護の観点から、当社の基幹コンピュータ・システムの維持にあたる三菱ケミカル株式会社（以下「三菱ケミカル」という。）に対し、必要なセキュリティ措置を講じさせるとともに、これを監督・指導する責を負う。

(個人データの委託処理等に関する措置)

- 第 18 条 個人情報管理責任者は、自部門の個人データの取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ個人情報保護事務局に届け出るとともに、その指導に従わなければならない。
2. 個人情報管理責任者は、前項により第三者に委託を行う場合（三菱ケミカルに委託する場合を除く。）には、その委託契約において次の各号に定める措置を講じるとともに、個人データの安全が確保されるよう、当該委託先を指導・監督する義務を負う。
 - 1) 委託業務の再委託の事前承諾
 - 2) 個人データの第三者への提供禁止
 - 3) 個人データの秘密保持及び委託目的以外の使用禁止
 - 4) 許可を受けない個人データの複写・複製の禁止
 - 5) 定期的な監査の実施
 - 6) 個人データの漏洩等事故発生時の報告義務
 - 7) その他個人データを適正に取り扱うために必要な事項

(個人データの国内にある第三者への提供)

- 第 19 条 個人情報管理責任者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、自部門が保有する個人データを、国内においてあらかじめ本人の同意なく第三者に提供してはならない。
- 1) 法令に基づく場合

- 2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- 3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- 4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- 5) 外部委託の場合
利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- 6) 包括承継等の場合
合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- 7) 共同利用の場合
共同利用者との間で共同して利用される個人データが共同利用者に提供される場合であって、以下のすべての事項を、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
 - ① 当該本人に関する個人データが共同利用者に提供される旨
 - ② 共同して利用される個人データの項目
 - ③ 共同利用者の範囲
 - ④ 共同利用者の利用目的
 - ⑤ 個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(個人データの外国にある第三者への提供)

第 20 条 従事者は、外国にある第三者に個人データを提供する場合には、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 1) 法令に基づく場合
- 2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- 3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- 4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- 5) 当該外国にある第三者が、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会が定める外国(*)にある場合
- 6) 当該外国にある第三者が、個人データの取扱いについて我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者である場合(*)

* 書面等の 適切かつ合理的な方法により、その措置の実施が担保されている場合、または APEC の CBPR システムの認証を取得しているなど、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けている場合

2. 従事者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国の名称、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
3. 従事者は、第 1 項第 6 号に基づいて個人データを外国にある第三者に提供した場合、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な次に掲げる措置を講ずるとともに、本人の求めに応じ継続的な実施を確保するために必要な次に掲げる措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人にて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。提供しなければならない。
 - 1) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、そのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。定期的に確認すること。
 - 2) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データを当該第三者への提供を停止すること。データの当該第三者への提供を停止すること。

(個人関連情報の第三者提供)

第 21 条 従事者は、個人関連情報を第三者に提供する場合において、当該第三者が個人関連情報に関して、保有する個人データに付加する等、個人データとして利用するときは、あらかじめ次に掲げる事項について、個人関連情報の提供を受ける第三者から申告を受ける等の方法により確認しなければならない。ただし、第 18 条第 1 号乃至第 4 号に掲げる場合はこの限りではない。

- 1) 当該第三者が当社 から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
 - 2) 当該第三者が外国にある第三者である場合は、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国の名称、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。
2. 従事者は、前項第 2 号の規定により個人関連情報を提供する場合には、前条第 3 項に定める必要な措置を講じなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 22 条 従事者は、個人データ又は個人関連情報（以下、別紙において「個人データ等」という。）を国内、外国 を問わず 第三者に提供したときは、次の各号に該当する場合を除き、別紙で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

- 1) 個人データを提供したとき
 - ① 国内にある第三者へ提供する場合

当該個人データの提供が、第 18 条各号のいずれかに該当するとき、又は当該第三者が国の機関、地方公共団体、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に該当するとき

② 外国にある第三者へ提供する場合

当該個人データの提供が、第 19 条第 1 号乃至第 4 号に該当するとき

2) 国内にある第三者へ個人関連情報を提供したとき

当該第三者が国の機関、地方公共団体、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に該当するとき

2. 従事者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から 3 年間保管しなければならない。

(個人データの共同利用)

第 23 条 個人情報管理責任者は、自部門が保有する個人データを第三者との間で共同利用しようとする場合には、第 18 条第 7 号に定める措置を取らなければならない。この場合、必要に応じて、個人情報保護事務局へ相談をおこなう。ただし、特定個人情報については、第三者との間で共同利用してはならない。

第 5 章：保有個人データに関する各種照会への対応

(保有個人データに関する各種照会への対応)

第 24 条 個人情報保護事務局は、当社の保有個人データについて、本人（正当な代理人を含む。以下同じ。）から、当該本人が識別される保有個人データの通知、開示、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除、当該保有個人データの利用の停止又は消去、第 12 条 4 項及び第 22 条第 1 項に係る第三者提供記録の開示を求められた場合並びに当社が保有する個人情報について苦情を申し立てられた場合に、個人情報保護法等の定めるところに従い適切に対応する。

(プライバシー・ポリシーの公表)

第 25 条 個人情報保護統括責任者は、本規則に定める内容を踏まえ、次の各号に定める事項を含む当社の個人情報の保護についての考え方（「プライバシー・ポリシー」という。）を定め、これを当社のホームページに掲載し、一般の人が閲覧可能な状態に置くものとする。

- 1) 個人情報保護方針
- 2) 当社の保有個人データの利用目的
- 3) 保有個人データの開示、訂正・削除等、利用停止・消去など個人情報保護法に定める本人の権利行使並びに苦情等に関する当社の対応窓口・手続き等に関する事項
- 4) その他個人情報保護法遵守のために公示すべき事項

第 6 章：匿名加工情報の作成・取扱い

(匿名加工情報の作成・取扱い)

第 26 条 従事者は、匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするため、個人情報保護法等の定めにより、当該個人情報を加工しなければならない。

2. 従事者は、匿名加工情報を作成するときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要な安全管理のための措置を講ずる。
3. 従事者は、匿名加工情報を作成するときは、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表する。
4. 従事者は、匿名加工情報を第三者に提供するときは、第三者に提供される匿名情報に含まれる個人情報に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨明示する。
5. 従事者は、匿名加工情報を作成・利用するにあたり、当該匿名加工情報を他の情報と照合せず、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別しない。
6. 従事者は、匿名加工情報を作成・利用するときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置をそれぞれ自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表する。

第7章：仮名加工情報の作成・取扱い

（仮名加工情報の作成・取扱い）

第27条 従業者は、仮名加工情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人特定の個人を識別することができないようにするため、個人情報保護法等の定めにより、次の各号に従い当該個人情報を加工しなければならない。

- 1) 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除
 - 2) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除
 - 3) 不正に利用されることにより、財産的被害が生じるおそれのある記述等を削除
2. 従業者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等を取得したときは、次の各号に定める削除情報等の漏えいを防止するために必要な安全管理のための措置を講ずる。
- 1) 仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができる削除情報等を取り扱う者の権限及び責任の明確化
 - 2) 削除情報等の取扱いに関する規程類の整備及び当該規程類に従った削除情報等の削除情報等の取扱状況の評価及びその結果に基づき改善を図るために必要な措置の実施
 - 3) 削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置の実施
3. 従業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。
4. 従業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは信書便により送付し、電報を送達し、FAX若しくは電子メール等を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

（仮名加工情報の第三者提供の禁止）

第28条 従業者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、所管部署が保有する仮名加工情報である個

人データを国内において第三者に提供してはならない。

1) 法令に基づく場合

2) 外部委託の場合

利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

3) 包括承継等の場合

合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

4) 共同利用の場合

共同利用者との間で共同して利用される個人データが共同利用者に提供される場合であって、以下のすべての事項を、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

① 当該本人に関する個人データが共同利用者に提供される旨

② 共同して利用される個人データの項目

③ 共同利用者の範囲

④ 共同利用者の利用目的

⑤ 個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2. 個人情報保護管理責任者は、前項第4号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあってはその代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を公表しなければならない。

第8章：教育研修・監査その他

(教育研修)

第29条 個人情報保護事務局は、個人情報管理責任者をはじめ当社において個人情報を取り扱う者が、個人情報保護法及び本規則を遵守することの重要性を理解し、個人情報保護のための適切な行動を取ることができるよう、これら関係者に対する社内教育研修を必要に応じ適宜実施する。

(監査)

第30条 個人情報保護統括責任者は、個人情報保護事務局を含む関係部署をして、当社における個人情報の保護が、個人情報保護法及び本規則に従って適切に行われているかを確認するため、必要に応じ内部監査を行うものとする。

2. 前項に定める場合のほか、個人情報保護統括責任者は、個人情報保護の観点から必要と認める場合には、個人情報保護事務局に対し、三菱ケミカルの個人情報保護に係るセキュリティー対応について、監査を命じることができる。

(処罰)

第31条 本規則に違反して不正な行為を行った者又はかかる不正な行為を放置した者については、就業規則その他関係社内規程に従い、必要な処罰を行う。

本規則に記載のない事項については三菱ケミカルグループ・個人情報取扱規則を準用する

所管部署： 企画管理部

沿革 : 2017年 4月 1日施行
2017年12月25日改施
2018年 7月30日改施
2020年 4月 1日改施
2021年 4月 1日改施
2022年 4月 1日改施
2022年12月 1日改施
2024年 1月 19日改施
2024年 4月 1日改施